

山武中央 合併協議会だより



NARUTO

SAMBU

HASUNUMA

MATSUO

創刊号

2005年3月4日発行

発行／山武中央合併協議会 編集／山武中央合併協議会事務局
〒289-1392 千葉県山武郡成東町殿台296番地 成東町保健福祉センター3階
TEL.0475-80-1300 FAX.0475-82-7111 E-mail: office@sanbu-gappei.jp



蓮沼村スポーツプラザ

山武中央合併協議会委員名簿

(平成17年2月10日現在)

区分	職名等	氏名	備考
町村長	成東町長	大高 和郎	規約第7条1項1号
	山武町長	松下 浩明	
	蓮沼村長	浪川 静一	
	松尾町長	古谷 淳	
助役又は収入役	成東町収入役	實川 征吾	規約第7条1項2号
	山武町収入役	行木 信一	
	蓮沼村収入役	加瀬 和男	
	松尾町収入役	野中 学	
議会議長	成東町議会議長	清宮 央行	規約第7条1項3号
	山武町議会議長	大塚 重忠	
	蓮沼村議会議長	高知尾正義	
	松尾町議会議長	小川 定夫	
議会副議長	成東町議会副議長	小川 孝蔵	規約第7条1項4号
	山武町議会副議長	伊東 利二	
	蓮沼村議会副議長	秋葉 武男	
	松尾町議会副議長	古谷 正之	
学識経験者	成東町	田邊 孝雄	規約第7条1項5号
		高橋 上	
		平野 和男	
	山武町	並木 彌	
		猪野 源治	
		野嶋 正宏	
	蓮沼村	今関 紘	
		林 政利	
		木島 弘喜	
	松尾町	菅井 直秀	
		土屋 二郎	
		佐瀬 光久	
千葉県総務部市町村課長	千葉県総務部市町村課長	武富 裕次	規約第7条1項6号

(平成17年2月14日現在)

監査委員	蓮沼村代表監査委員	川島義一郎
監査委員	松尾町代表監査委員	秋庭 武行

(敬称略)

第一回山武中央合併協議会の協議内容

山武中央合併協議会 2月10日に設置

合併期日は 平成18年3月27日

第一回山武中央合併協議会が二月十四日(月)、

蓮沼村スポーツプラザで開催されました。

山武中央合併協議会は、
二月八日、成東町、山武町、
蓮沼村及び松尾町の議会の
議決を受け、二月十日に町

会長には山武町長、蓮沼村
長及び松尾町長が選任され
ました。

第一回協議会では、大高
和郎会長(成東町長)が、
「今年度中の合併申請に向
けて、短期間の中、委員の
皆様のご協力をいただき地
域の発展に向け、合併協議
を推進して参りたい」とあ
いさつ。議事に入り、設置、
規約に関する協議書等九項
目の報告、監査委員の選任
についての同意、合併の方
式、期日、新市の名称及び
新市の事務所の位置等三十

三項目の協議
が行なわれま
した。

規約に関する協議書等九項
目の報告、監査委員の選任
についての同意、合併の方
式、期日、新市の名称及び
新市の事務所の位置等三十

規約に関する協議書等九項
目の報告、監査委員の選任
についての同意、合併の方
式、期日、新市の名称及び
新市の事務所の位置等三十



山武中央合併協議会設置までの経緯

平成15年	
4月 1日	東金市・九十九里町・成東町・山武町・松尾町の1市4町で山武地域合併協議会を設置
5月28日	山武地域合併協議会に蓮沼村が加入
平成16年	
12月 7日	東金市が山武地域合併協議会からの離脱を表明
12月19日	合併協議会において「山武地域合併協議会を平成17年1月31日に廃止する」ことを確認
平成17年	
1月11日	九十九里町・成東町・山武町・蓮沼村・松尾町の首長が市町村合併の今後の対応について協議し、成東町・山武町・蓮沼村・松尾町の4町村により合併を推進することで一致
1月14日	4町村合併担当課長(総務・企画・財政担当課長)会議を開催
1月21日	第1回「山武中央4町村合併任意協議会」を開催
1月27日	幹事会を開催
1月30日	第2回「山武中央4町村合併任意協議会」を開催
2月 8日	4町村で臨時議会が開かれ、合併協議会設置議案を可決
2月 9日	幹事会を開催
2月10日	山武中央合併協議会設置
2月14日	第1回「山武中央合併協議会」を開催

第1回会議の内容		
開催日時	平成17年2月14日（月） 午後1時30分	
開催場所	蓮沼村スポーツプラザ	
1 開 会		
2 会長あいさつ	会長 大高和郎成東町長	
3 報告事項	報告第1号 山武中央合併協議会設置に関する協議書について 報告第2号 山武中央合併協議会規約に関する協議書について 報告第3号 山武中央合併協議会の事務所の位置について 報告第4号 山武中央合併協議会会長の職務代理者の指名について 報告第5号 山武中央合併協議会幹事会規程について 報告第6号 山武中央合併協議会専門部会規程について 報告第7号 山武中央合併協議会事務局規程について 報告第8号 山武中央合併協議会財務規程について 報告第9号 山武中央合併協議会委員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程について	協議結果：原案のとおり決定 協議第26号 男女共同参画の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第27号 姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第28号 広報広聴関係事業の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第29号 交通政策事業の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第30号 空港関連事業の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第31号 公の施設の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第32号 納税関係の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第33号 新市建設計画について 協議結果：原案のとおり決定
4 議 事	(1) 同意事項 同意第1号 山武中央合併協議会監査委員の選任について (2) 協議事項 協議第1号 山武中央合併協議会会議運営規程について 協議結果：原案のとおり決定 協議第2号 平成16年度山武中央合併協議会事業計画について 協議結果：原案のとおり決定 協議第3号 平成16年度山武中央合併協議会予算について 協議結果：原案のとおり決定 協議第4号 合併協定項目について 協議結果：原案のとおり決定 協議第5号 合併の方式について 協議結果：原案のとおり決定 協議第6号 合併の期日について 協議結果：原案のとおり決定	協議第7号 新市の名称について 協議結果：原案のとおり決定 協議第8号 新市の事務所の位置について 協議結果：原案のとおり決定 協議第9号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第10号 地域審議会の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第11号 地方税の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第13号 財産の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第14号 特別職の身分の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第15号 条例、規則等の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第16号 事務組織及び機構の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第17号 一部事務組合等の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第18号 使用料、手数料等の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第19号 公共的団体等の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第20号 補助金、交付金等の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第21号 町名・字名の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第22号 慣行の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第23号 防災・防犯・交通安全事業の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第24号 行政連絡機構の取扱いについて 協議結果：原案のとおり決定 協議第25号 人権擁護の取扱いについて
	5 その他 ・新市建設計画（素案）について ・次回の協議会の日程について	
	6 閉 会	
	報告事項、報告第1号「山武中央合併協議会設置に関する協議書」から報告第9号「山武中央合併協議会委員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程」についてまでの9項目が報告されました。 同意第1号では、蓮沼村代表監査委員の川島義一郎氏及び松尾町代表監査委員の秋庭武行氏を山武中央合併協議会監査委員に選任することについて同意されました。 協議事項では、協議第1号「山武中央合併協議会会議運営規程」について原案のとおり決定されました。 なお、協議第2号以降については、次のとおりです。	

協議第2号 平成16年度山武中央合併協議会事業計画		
事業項目	事業内容	備 考
1. 合併協議会	○合併協議会設置 ○法定協議会の開催（3回予定） ・委嘱状交付 ・規約、各規程の報告、承認 ・監査委員の選任 ・事業計画案、予算案の承認等 ・協定項目の協議 ・協定項目の決定	平成17年2月10日 第1回会議
2. 住民周知	○協議会だよりの発行（2回） ○ホームページによる資料等の公開	
3. 新市建設計画	○第2回法定協議会で最終計画案を協議、県との事前協議等の実施後、第3回法定協議会で決定	
4. 事務事業一元化	○事務事業の洗い出し ○各専門部会、分科会等ですりあわせ、調整	

協議第3号 平成16年度山武中央合併協議会予算		
《歳入》（単位：千円）		
項 目	金 額	内 容
1 負担金	9,001	町村負担金
2 諸収入	1	雑入
歳入合計	9,002	
《歳出》（単位：千円）		
項 目	金 額	内 容
1 運営費	1,903	
	会議費 706	委員報酬・監査委員報酬 420 食糧費 32 振込手数料・郵便料 36 会議録作成委託料 218
	事務費 1,197	普通旅費 14 消耗品費・公用車燃料費・修繕料101 通信運搬費・手数料 71 ファクシミリ保守委託料 40 プロバイダ利用費 45
2 事業費	7,074	事務機器賃借料 549 公用車賃借料 55 有料道路通行料 4 公印 20 臨時職員派遣費負担金 298 広報紙印刷費 472 調印書印刷製本費 100 広報紙新聞折込手数料 213 広報紙郵送料・手数料 17 新市建設計画策定業務委託 4,261 調印式典委託料 100 ホームページ開設委託料 500 広報紙PDF作成業務委託料 11 県職員派遣費負担金 1,400
3 予備費	25	
歳出合計	9,002	

協議第4号 合併協定項目について			
合併協定項目は次のとおりとする。			
I 基本的な事項（基本4項目）	1 合併の方式	2 合併の期日	3 新市の名称
II 合併特例法に定める協議事項	5 議会の議員の定数及び任期の取扱い	6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	7 地域審議会の取扱い
	8 地方税の取扱い	9 一般職の職員の身分の取扱い	10 財産の取扱い
III その他重要な協議事項	11 特別職の身分の取扱い	12 条例、規則等の取扱い	13 事務組織及び機構の取扱い
	14 一部事務組合等の取扱い	15 使用料、手数料等の取扱い	16 公共的団体等の取扱い
	17 補助金、交付金等の取扱い	18 町名・字名の取扱い	19 慣行の取扱い
	20 国民健康保険事業の取扱い	21 介護保険事業の取扱い	22 消防団の取扱い
	23 各種事務事業の取扱い	23-1 防災・防犯・交通安全事業の取扱い	23-2 行政連絡機構の取扱い
	23-3 人権擁護の取扱い	23-4 男女共同参画の取扱い	23-5 姉妹都市・国際交流事業の取扱い
	23-6 広報広聴関係事業の取扱い	23-7 交通政策事業の取扱い	23-8 空港関連事業の取扱い
	23-9 公の施設の取扱い	23-10 納税関係の取扱い	23-11 障害者福祉事業の取扱い
	23-12 高齢者福祉事業の取扱い	23-13 児童福祉事業の取扱い	23-14 保育事業の取扱い
	23-15 生活保護事業の取扱い	23-16 保健衛生事業の取扱い	23-17 建設関係事業の取扱い
	23-18 都市計画の取扱い	23-19 生活環境事業の取扱い	23-20 農林水産事業の取扱い
	23-21 商工・観光事業の取扱い	23-22 上・下水道事業の取扱い	23-23 町村立学校（園）の通学区域の取扱い
	23-24 学校給食事業の取扱い	23-25 学校教育事業の取扱い	23-26 文化振興事業の取扱い
	23-27 社会教育事業の取扱い	23-28 電算システムの取扱い	IV市町村建設計画に関する事項
	24 新市建設計画	なお、協定項目の変更の必要が生じた場合は、協議会に諮り変更するものとする。	

合併協定の項目の調整方針について

合併協定項目の調整方針は、次のとおりとする。

山武中央合併協議会の合併協定項目の調整を行うにあたり、次のとおり調整方針の原則を定め、作業の指針とします。

＜基本的理念＞

合併を新たなまちづくりのスタートと位置づけ、新たな時代の行政需要に応え効率的な行政サービスが行い得る体制整備を図りつつ、住民福祉の向上を目指すことを理念とし、すべての事務事業を調整します。この際、三町一村のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域が均衡ある発展ができるよう、配慮することに努めます。

＜調整方針＞

一、（住民福祉向上の原則）

現在、三町一村で行っている各種住民福祉施策については、合併後も基本的にサービスを低下させないことを原則とします。そして、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については速やかに見直しを行い、より充実した住民福祉施策

の構築を目指します。

二、（負担公平の原則）

使用料、手数料、各種税金、負担金など住民が直接負担するものについては、諸法令等に従い公平で公正な負担となるよう、激変緩和に配慮しつつ調整に努めます。

三、（健全な財政運営の原則）

合併後の各種施策の実施が将来にわたり円滑に推進できるよう、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指します。

四、（行政改革推進の原則）

行政機構の再編成を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの行政需要に対応し得る広範かつ専門的な組織づくりに努めるとともに、各種施設の有効利用を進めることにより住民生活の利便向上に努めます。

五、（適正規模準拠の原則）

新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業の内容を見直し、適正な規模となるよう調整します。

六、（一体性確保の原則）

合併後、引き続き住民票等の交付・証明事務、福祉サービスの継続利用、各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道等生活関連基盤の安定的な稼働等住民生活に係わる事項については混乱をきたさないよう速やかな一本化に努め、円滑にサービスが提供できるよう努めます。

協議第五号 合併の方式について

成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

協議第六号 合併の期日について

合併の期日は、平成十八年三月二十七日とする。

協議第七号 新市の名称について

新市の名称は、「太平洋市（たいへいようし）」とする。

※第一回山武中央合併協議会臨時会で再協議となりました。

協議第八号 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置は、成東町殿台二九六番地（現成東町役場）とする。

なお、事務所の機能については、総合支所方式を採用し、将来は本庁方式へ移行する。

協議第九号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

新市の議会の議員の定数は二十四名とする。

ただし、四町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し平成十九年四月三〇日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

なお、在任特例期間中の新市の議会の議員の報酬月額は、議長二六九、〇〇〇円、副議長二二八、〇〇〇円、議員二二三、〇〇〇円とする。

協議第一〇号 地域審議会の取扱いについて

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。

なお、地域審議会の組織及び運営については、地域審議会の設置に関する協議（別紙）のとおりとする。

協議第一一号 地方税の取扱いについて

一、個人町村民税、法人町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税及び鉦産税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。

二、個人町村民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併時に統一する。

協議第一二号 一般職の職員の身分の取扱いについて

一、一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

二、一般職の職員の任免、給与、勤務条件その他の身分等の取扱いに関しては、市町村の合併の特例に関する法律第九条第二項の規定により、公正に処遇するものとし、現職員については、現給料を保障する。

三、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

協議第一三号 財産の取扱いについて

四町村の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。

協議第一四号 特別職の身分の取扱いについて

一、特別職の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要性を検討し、新市において新たに設置する。

二、特別職の給料及び報酬については、現行の特別職の給料及び報酬額を参考に調整する。

協議第一五号 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

一、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行するもの

二、合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの

三、合併後、逐次制定し、施行するもの

協議第一六号 事務組織及び機構の取扱いについて

一、新市の事務組織及び機構は、次に掲げる事項を基本として編成する。

(一) 本庁及び総合支所を基幹とした組織機構とする。

(二) 市民の声が適正に反映され、迅速な対応ができる組織機構とする。

(三) 担任する事務を端的にあらわした判りやすい組織機構の名称とする。

四、事務の錯綜のない簡素で効率的な組織機構とする。

(五) 責任の所在が明確な組織機構とする。

(六) 進展する地方分権や行政需要の変化に適切に対応できる組織機構とし、常に見直しを行う。

二、総合支所の事務組織及び機構は、現状で住民が享受している行政サービスの維持を基本とし、事務の効率化を図る上で一括処理することが適当な事務を処理する組織機構を本庁に整備する。

協議第一七号 一部事務組合等の取扱いについて

四町村が加入している一部事務組合及び共同設置による機関については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合及び機関に加入する。

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料等の同一の使用料については、可能な限り統一する。

協議第一八号 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料等の同一の使用料については、可能な限り統一する。

において引き続き検討する。

手数料については、四町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、原則として合併時に統一する。

協議第一九号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等は、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。

一、四町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

二、四町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。

三、独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

協議第二〇号 補助金、交付金等の取扱いについて

四町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、次のとおり調整する。

一、四町村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

二、四町村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来

からの実績を尊重し、新市域全体の均衡を保つように調整する。

三、整理統合できる補助金、交付金等については、統合、廃止の方向で調整する。

協議第二一 町名・字名の取扱いについて

一、四町村の字の区域は原則として現行のとおりとする。

二、字の名称については、次のとおりとする。

(一) 成東町については、現行のとおりとする。

(二) 山武町については、湯坂（ゆさか）を西湯坂（にしゆさか）とし、その他は現行のとおりとする。

(三) 蓮沼村については、現行に蓮沼（はすぬま）を冠した名称とする。

四、松尾町については、現行に松尾町（まつおま）を冠した名称とする。

協議第二二号 慣行の取扱いについて

一、市章、市の木、市の花及び市の鳥については、公募等により新市において新たに制定する。

二、市民憲章及び市民歌については、新市において新たに制定する。

三、宣言については、新市において従来のものを調整、必要性を検討の上で新たに制定する。

四、名誉市民及び表彰については、新市において新たに制度を制定する。

協議第二三三号
防災・防犯・交通安全
事業の取扱いについて

一、防災
(一) 地域防災計画については、合併時に防災会議を新たに設置し、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策等については、合併時までに調整する。
(二) 防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないよう新市においてシステムを整備する。
二、防犯
防犯団体については、新市において調整する。
三、交通安全
(一) 交通安全協会については、新市において調整する。
(二) 交通安全計画については、新市において新たに策定する。
(三) 交通安全対策協議会、交通安全指導員、幼児交通指導員及び児童・幼児交通安全については、新市において調整する。
(四) 駐輪場及び放置自転車関係事務については、新市に引き継ぐ。使用料等については、合併時までに調整する。

協議第二四号
行政連絡機構の取扱いについて

一、行政連絡機構は、原則として現状の区域による。
二、行政連絡機構の運営方

協議第二五号
人権擁護の取扱いについて

法(区長会、配布物の範囲及び配布依頼の頻度等)については、合併時までに調整する。
三、報酬及び運営経費等については、合併時に統一する。

協議第二六号
男女共同参画の取扱いについて

人権擁護に関する各種施策については、これまでの取組の経過を踏まえ、新市において引き続き実施する。

協議第二七号
姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて

姉妹都市・国際交流事業等については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、新市において調整する。

協議第二八号
広報広聴関係事業の取扱いについて

広報広聴関係事業については、次のとおりとする。
一、新市において、毎月一回広報紙を発行する。なお、仕様及び配布方法等については、合併時までに調整する。
二、ホームページについては、可能な限り早期に開設する。
三、新市において、早期に市勢要覧を作成する。
四、その他の広報について

協議第三三三号
交通政策事業の取扱いについて

一、J R対策については、現状の駐車場、駐輪場の利便性向上の施策及び駅舎関係の施設改善対策を新市に引き継ぐ。
二、生活路線バス維持対策事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
三、循環バスの運行路線、料金体系については、当面現行のとおりに新市に引き継ぎ、新市において一

協議第三二〇号
空港関連事業の取扱いについて

成田国際空港との共生については、その理念を新市に引き継ぎ、現行の環境対策・共生策の適切かつ確実な実施を新市においても確保する。

協議第三一〇号
公の施設の取扱いについて

一、四町村が所有する公の施設については、現行の

協議第三〇号
納税関係の取扱いについて

一、納税貯蓄組合等の組織については、新市に移行する。
二、納税貯蓄組合交付金等については、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。
三、納期前納付報奨金については、合併時に統一する。

協議第二九号
新市建設計画の策定方針

1 計画策定の趣旨
新市建設計画は、4町村の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープランとなるものであり、新市建設計画の実現を図ることにより、4町村の速やかな一体性の確保を促し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。
なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、合併後の新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。
2 計画の内容
新市建設計画は、新市を建設していくための基本方針、また、基本方針を実現するための根幹となるべき主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。
3 計画の期間
新市建設計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めるものとする。
4 計画策定における留意点
(1) 新市建設計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとする。
(2) 新市建設計画は、4町村の総合計画及び県の計画等をふまえて策定するものとする。
(3) 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。
(4) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。

●今後の予定

法定協議会等	日 時	会 場
第3回協議会	3月15日(火) 午前10時～	山武町 さんぶの森文化ホール

協議は傍聴できます

協議会は、会場の都合により人数は限られますが、傍聴することが出来ます。第2回協議会では、約50席を用意いたします。
傍聴を希望する方は、会議開始15分前までにお出でください。
なお、定員を超えた場合は、抽選となりますのでご了承ください。

●各町村へのお問い合わせは

成東町 企画課	☎0475(80)1131
山武町 企画課	☎0475(89)3612
蓮沼村 企画調整課	☎0475(86)4932
松尾町 企画課	☎0479(80)7120

山武中央合併協議会事務局

成東町殿台296番地 保健福祉センター内3階(成東町役場隣)
TEL : 0475(80)1300 E-mail : office@sanbu-gappei.jp
ご意見・ご質問などがありましたら事務局へお寄せください。

第1回山武中央合併協議会臨時会の協議内容

新市の名称 見直しに
4町村からそれぞれ400人を無作為抽出し募集します

「新市の名称について」を議題に、第1回山武中央合併協議会臨時会が2月23日(水)、蓮沼村スポーツプラザで開催されました。

会議は、2月14日(月)の第1回協議会で決定された「新市の名称「太平洋市」」に関し、構成4町村に寄せられた意見等をもとに協議が行なわれました。協議は、「既に決定済みである太平洋市のままでよい」という意見と「民意を確認する必要がある」という意見に分かれ、無記名投票により10票対17票で「民意を確認する」とこととなりました。

【民意を確認する方法】

- 4町村からそれぞれ400人(計1,600人)を無作為抽出し、新市名称を募集する。(既存町村名も可とする)
- 対象は、18歳以上とする。
- 応募数の一番多い名称をもって決定する。

以上が確認されました。

募集期間：平成17年3月1日(火) から3月9日(水) まで
募集方法：山武中央合併協議会事務局から1,600人に「新市の名称候補応募ハガキ」(往復はがき)を郵送

office@sanbu-gappei.jp

4